

第1部 序 論

1 策定の趣旨

男女共同参画社会※の実現に向けた取組みは、世界中の国々において長い年月を経て今日に至るまで様々な努力が重ねられてきました。

我が国においても、日本国憲法で個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組みが進められています。「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約※」が批准されたことを契機とし、「男女共同参画社会基本法※」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律※」が制定され、近年では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章※」が策定されるなど、新たな展開もみられました。

しかし、これらの取組みを経ても、日本の男女共同参画の状況はまだ道半ばであり、男女それぞれの自由な選択や活動を制約する要因となっている意識や慣行も根強く残るなど、多くの課題が残されているのが現状です。

また、厳しい経済・雇用情勢が晩婚・非婚化、少子化の一因となり、平均寿命の伸長による高齢化や生活様式の多様化と相俟って、社会を取り巻く環境は大きく変わってきています。これらの変化に対応し、男女の多様な視点を活かし、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある社会を構築するため、あらゆる分野での女性の参画促進が強く求められています。

本市では、平成18年3月に「京丹後市男女共同参画計画 デュエットプラン21」を策定し、男女がともに輝き個性と能力を十分に発揮することができるまちをめざして取組みを進めてきました。策定から5年間が経過し、重点目標のひとつとして掲げていた「京丹後市男女共同参画条例」の制定と併せ、条例の基本理念を尊重しながら社会情勢の変化や進捗状況に応じた計画の見直しを行い、継続性を維持しつつ総合的かつ効果的に施策を推進していきます。

- ※ 男女共同参画社会：男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる社会。
- ※ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約：昭和54年に国連で採択され、日本は昭和60年に批准した。あらゆる分野における性差別を撤廃するために法律などを制定し、既存の法律、慣習などを修正又は廃止することなどを定めている。
- ※ 男女共同参画社会基本法：平成11年に制定され、5つの柱からなる政府の基本的な考え方と、行政と住民それぞれが果たすべき役割を定めている。また、男女共同参画社会の実現を国の最重要課題と位置づけている。
- ※ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律：平成13年制定。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする。
- ※ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章：平成19年に制定され、様々な取組みが進められている。ワーク・ライフ・バランスとは、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

2 策定の背景

古代丹後では、女性首長墓系列の大谷古墳（大宮町）に見られるように、全国でも数少ない女性を中心とした地域社会が形成されていました。また、近世から現代にかけては、女性が基盤産業である丹後ちりめんの担い手となるなど、地域社会において重要な役割を果たしてきました。このような歴史的背景のある丹後地域で、平成16年4月に京丹後市は誕生しました。

本市を取り巻く状況としては、総人口の減少傾向や、少子高齢化の進行などがあげられます。特に高齢化は顕著で、平成17年の国勢調査結果によると老年人口は28.0%（平成22年

4月1日現在住民基本台帳では、29.8%)に達しています。また、全国や京都府と比較して働く女性の割合が高いこと、出産・育児後の世代でもその労働力率※が高いことなどの特徴があります。

このような背景から、男性も女性も、仕事と家庭生活を両立しながら安心して暮らすことができ、それぞれの力を十分に発揮できるまちづくりを実現することは、京丹後市の活力ある未来を拓く上でも重要な課題といえます。

※ 労働力率：国勢調査において、15歳以上人口に占める労働力人口の割合。労働力人口とは就業人口と完全失業者の合計。

3 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に定められた市町村男女共同参画計画として位置づけます。また、国の「第3次男女共同参画基本計画」、京都府における「京都府男女共同参画推進条例」及び「KYOのあけぼのプラン（第3次）」を踏まえ、本市の「京丹後市男女共同参画条例」に基づき、「第1次京丹後市総合計画」などの上位計画、関連計画との整合性を図りつつ、「京丹後市男女共同参画計画（後期）」として策定するものです。

策定にあたっては、総合的、計画的かつ効果的に施策を推進するため、基本施策とともに、具体的な指標を示した重点目標と市民の目標を掲げています。

4 計画の期間

計画の期間を平成18年度から平成27年度までの10年間としており、中間年度（平成22年度）を迎えて見直しを行いました。「京丹後市男女共同参画条例」の基本理念を尊重し、目標年度に向けて一層実効性の高い取組みを行なうため、継続性を維持し当初の「基本目標」21項目に沿った構成とし、「基本施策」「重点目標」「市民の目標」について加除・修正を行ったものです。制度変更や目標達成などにともない、40項目の「重点目標」のうち、14項目について目標数値を修正（うち2項目は文言も変更）、17項目について見直しや文言の変更を行いました。

策定にあたり、市内各種団体関係者や有識者で構成する男女共同参画審議会に諮問し、様々な立場からの意見をいただきました。また、市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握するために住民意識調査を実施し、計画見直しの資料として活用しました。

【図表】

図1 人口と少子高齢化の状況（P56）

図2 女性の労働力率（P56）

図3 女性の年齢階級別就業率（P56）

5 現行計画における取組みの成果と課題

1 「京丹後市男女共同参画計画 デュエットプラン21」策定後の状況

(1) 国の取組み

国においては、平成11年に男女共同参画基本法が施行、12年には「男女共同参画基本計画」が策定され、「男女共同参画基本計画（第2次）」（17年策定）を経て、22年12月には「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

この間の国の主な取組みとして、女性の参画促進に関しては、「女性のチャレンジ支援策の推進について」（15年、男女共同参画推進本部決定）の中で「2020年30%※」の目標が明記され、この目標達成のための「女性の参加加速プログラム」（20年、同本部決定）が策定されています。

仕事と生活の調和の推進、仕事と子育ての両立支援等に関しては、少子化社会対策基本法（15年施行）、次世代育成支援対策推進法（15年施行、20年改正）、育児・介護休業法の改正（13年、16年、21年）など、法制度が整備されてきました。19年には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

女性に対する暴力の根絶や人権侵害対策に関しては、13年に配偶者暴力防止法が施行され、その後、配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充、国と地方公共団体の被害者の自立支援を含む保護の責務の明確化等の改正（16年、19年）が行われています。また、男女雇用機会均等法の改正（18年）により、セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）について、男女双方の労働者が対象となるなど対策が強化されました。

※ 2020年30%：「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるように期待する」という目標。

(2) 京都府の取組み

「新KYOのあけぼのプランー京都府男女共同参画計画ー」（計画期間：13～22年度）が策定されていますが、16年度には男女共同参画推進に関する基本理念、府、府民及び事業者の責務や府の基本的な施策などを定めた京都府男女共同参画推進条例が施行されています。

また、18年度には、プラン策定後の社会情勢の変化に対応し、条例と国の「男女共同参画基本計画（第2次）」との整合性にも配慮した「新KYOのあけぼのプラン後期施策」が策定され、「新KYOのあけぼのプラン」の計画期間の終了に伴い、23年度からの「KYOのあけぼのプラン（第3次）」が策定されています。

(3) 京丹後市の取組み経過

新市合併後の16年には、計画策定の基礎資料とするため「男女共同参画社会に関する住民意識調査」を実施し、17年度に「京丹後市男女共同参画審議会」を設置して「京丹

後市男女共同参画計画「デュエットプラン21」の策定を行っています。

① 男女がともに参画するまちづくり

19年度には、女性団体からの要望により、男女共同参画活動等にかかる企画・立案のため、女性が気軽に集える場所として「京丹后市女性センター」を丹後庁舎2階に開設しました。

22年度には、男女共同参画セミナーの一環として、国の内閣府アドバイザー派遣事業を活用し、女性のまちづくり参画に関する講演会を開催しています。

② 人権の尊重と、あらゆる暴力の根絶

17年度には、ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメントなど女性が抱える様々な悩みや問題の解決を支援するため、女性専門のフェミニストカウンセラーによる女性相談を毎月1回開設し、18年度からは毎月2回の開設と拡充しています。

18年度には、女性問題に対する身近なアドバイザー養成を目的に「女性問題アドバイザー養成講座」を開講し、現在まで25人を対象に研修を継続しており、近い将来からアドバイザー相談を開設する計画です。

18～19年度には、京都府との共催により「京都府DV被害者支援グループカウンセラー北部会場」を開催しました。

22年度には、市職員の研修としても位置付け、DV講演会を開催しました。

③ 生涯を通じた健康と生活基盤の安定

少子高齢化が進行する中、男女がともに健康で、仕事と育児や介護を両立し、安心して子どもを産み育てられる社会をめざすとともに、ひとり親や障害のある人など、多様な立場にある人たちも社会参画できるまちをめざして、様々な取組みを行っています。

健康支援については、市民が健康診査を受診しやすい体制に配慮し、がん検診等の受診率が上昇しました。子育て支援については、延長保育や低年齢児保育の充実、放課後児童クラブの拡充、高齢者支援については介護予防の推進や、利用者及び家族のニーズに応じたサービスを提供し、介護支援体制の充実を図りました。

ひとり親支援については、交流会の他に技能習得講習としてパソコン研修会などを開催し、障害者支援については、福祉サービスの充実、また作業所などと連携して雇用や社会参加の促進を図りました。

④ 男女平等をめぐる意識改革

17年度から、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を目的に男女共同参画セミナーを開催しています。主に女性の能力開発や意識啓発を目的として、17～19年度には各3講座、20～21年度には2講座を開催しましたが、20年度からは「男性の料理教室」も開催し、男性向けの意識啓発も行っています。

女性団体代表者を対象に、17～22年度にかけて「日本女性会議」への参加を行い、全国の女性との交流により男女共同参画意識の高揚に努めています。

21年度には、女性団体間での情報提供、男女共同参画セミナーや啓発イベントの企

画・運営を目的とする組織に参加していた7団体により「京丹後市女性連絡協議会」が設立されました。この協議会では、21年度から「女性フェスティバル」の企画・開催を行っています。(22年度は「人権のつどい」と共催)

この他、京都府との連携による「KYOのあけぼの大学」、「KYOのあけぼのフェスティバル」や「丹後わくわくスポットきらめき事業」への参加も積極的に行っています。また、「京都府女性の船」についても、本市からは毎年多くの参加実績をあげています。

⑤ 総合的な取組みの推進

22年度は「京丹後市男女共同参画計画 デュエットプラン21」の中間年にあたり、後期計画の策定と「京丹後市男女共同参画条例」の制定のための取組みの推進を行いました。

2 「京丹後市男女共同参画計画 デュエットプラン21」の取組みの成果

5年間の取組みによる市民への啓発結果を検証し、重点施策見直しの基礎資料とするため、22年4月に「男女共同参画社会に向けての意識調査」を行い、前回の16年に実施した調査結果との比較・分析を行いました。

男女平等の現状については、社会通念や日本全体、家庭、職場において依然として男性が優遇されているという回答が多くなっており、女性のほうが不平等感を感じている傾向は変わっていませんが、前回調査と比較して、全般に男女平等の意識は高まっています。

【図表】

意識調査結果 各分野における男女の地位の平等感 (P52)

(全国との比較、平成16年と22年との比較)

図21 意識調査結果 各分野における男女の地位の平等感 (P67)

また、「京丹後市男女共同参画計画 デュエットプラン21」では、40項目の重点目標を設定しており、その進捗状況を検証すると、目標を達成した項目が18項目(45%)となっています。

重点項目を個別にみると、この間に取組みが進んだ主なものは以下のとおりです。

■性と出産に関する健康・権利の理念内容を含む学習を行う保健事業の年間開催回数

H16 (一) → H21 (8回)

■乳がん検診の受診率の向上

H16 (18%) → H21 (48.3%)

■子宮がん検診の受診率の向上

H16 (17%) → H21 (42.2%)

■低年齢児の保育拡大

H16 (265人) → H21 (326人)

■放課後児童クラブの拡充

H16 (3ヶ所65人) → H21 (11ヶ所371人)

■介護保険密着型サービス拠点数

H16 (4ヶ所) → H21 (16ヶ所)

■グループホーム・ケアホーム設置数

H16 (1ヶ所) → H21 (6ヶ所)

■男女共同参画セミナーの開催

H16 (3回) → H21 (6回)

一方で、市職員の管理職への女性登用促進、審議会等における女性委員比率、市内事業所・学校・幼稚園教職員・保育所職員への啓発などは特に活動成果が不十分であり、目標達成を目指して今後も引き続き取り組んでいく必要があります。

3 社会情勢の変化による新たな課題等

- ① 全国的に厳しい経済・雇用情勢のなかで、貧困等による生活困難者が増加しています。また、低収入や不安定雇用の若者の増加が晩婚・非婚化や少子化の一因となっていると考えられ、こうした問題の早期の解決が必要です。
- ② 少子高齢化が進むなかで、仕事と子育ての両立に加え、仕事と介護との両立が大きな課題となっています。
- ③ 住民意識調査結果では、「男女共同参画社会の実現に必要なこと」について、「保育や介護サービスの充実」がもっとも多い回答となっています。安心して子どもを産み、育てることができ、高齢者介護などと仕事を両立しながら安定した生活基盤を築けるよう、子育てや介護の支援体制を充実させていくことが必要です。
- ④ 男女共同参画セミナーなど、啓発事業の参加者はほとんどが女性ですが、従来から若い女性や男性の参加者が少ない傾向にあります。すべての年代への一層の意識啓発を進めていくために、事業の開催形式やテーマを工夫していく必要があります。
- ⑤ 行政の施策だけで意識の高揚を図ることは困難だと考えられるため、教育現場における子どもの発達段階に応じた意識啓発の実施、事業所や地域社会、各種団体との連携による意識啓発の工夫の必要があります。加えて、男女共同参画社会の実現のためには、行政と市民等が基本理念を共有し協働の取組みを進める必要があります。

